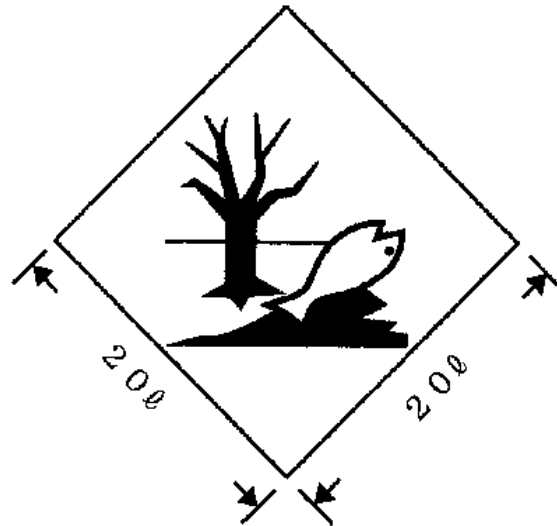


第4号の2様式（第37条の17関係）（平26国交令93・全改、平28国交令89・一部改正）

（注1  $\phi$ は、0.5センチメートル（コンテナ及びポータブルタンク（内容積が3000リットル以下のものを除く。）に付す標札については、1.25センチメートル）以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。

2 ふちの線の太さは2ミリメートル以上とする。）



部	分	色	彩
	地		白
	線		黒
記	号		黒